

# 臭気判定士資格試験・嗅覚検査

制度所管部局名：水・大気環境局大気環境課大気生活環境室

## 1. 制度の概要

悪臭防止法の規制基準として規定される臭気指数等に係る測定の業務に従事する者（臭気判定士）に必要な知識（臭気判定士資格試験）及び適性（嗅覚検査）を有するかどうか試験等を行うもの。

## 2. 指定、登録等の基準

### 【悪臭防止法】

（臭気指数等に係る測定の業務に従事する者に係る試験等）

第十三条 環境大臣は、臭気指数等に係る測定の業務に従事するのに必要な知識及び適性を有するかどうかを判定するため、臭気指数等に係る測定に関する必要な知識についての試験及び臭気指数に係る測定に関する嗅覚についての適性検査を行う。

2 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、一般社団法人又は一般財団法人であつて、次の各号のいずれにも適合していると認めるものとしてその指定する者（以下「指定機関」という。）に、前項の試験及び適性検査の実施に関する事務（以下「試験検査事務」という。）を行わせることができる。

一 職員、設備、試験検査事務の実施の方法その他の事項についての試験検査事務の実施に関する計画が、試験検査事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験検査事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

3 指定機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、試験検査事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 試験検査事務に従事する指定機関の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

5 第一項の試験又は適性検査を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

6 前項の手数料は、環境大臣が行う第一項の試験又は適性検査を受けようとする者の納付するものについては国庫の、指定機関がその試験検査事務を行う同項の試験又は適性検査を受けようとする者の納付するものについては当該指定機関の収入とする。

7 環境大臣は、指定機関が一般社団法人又は一般財団法人でなくなつたときは、その指定を取り消さなければならない。

8 環境大臣は、指定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験検査事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第二項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。
- 二 不正な手段により第二項の規定による指定を受けたとき。
- 9 前各項に定めるもののほか、第一項の試験及び適性検査並びに指定機関に関し必要な事項は、環境省令で定める。

#### 【悪臭防止法施行規則】

(指定機関)

第二十二條 環境大臣は、法第十三条第二項 に規定する指定機関（以下「指定機関」という。）に同項 に規定する試験検査事務（以下「試験検査事務」という。）を行わせることとしたときは、試験検査事務を行わないものとする。

2 環境大臣は、第十二条から第十六条まで及び第十七条第三項に規定する免状に関する事務（以下「免状に関する事務」という。）を指定機関に行わせることができる。

3 第一項の規定は、免状に関する事務に準用する。

4 指定機関が試験検査事務及び免状に関する事務を行う場合における第十二条から第十六条まで、第十七条第三項、第十九条（前条において準用する場合を含む。）及び第二十条（前条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「環境大臣」とあるのは、「法第十三条第二項 に規定する指定機関」と読み替えるものとする。

(指定の申請)

第二十三條 指定機関の指定は、試験検査事務を行おうとする者の申請により行う。

2 前項の申請をしようとする者は、様式第十一号による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを環境大臣に提出しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 役員の名簿及び履歴書

三 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度末における財産目録及び貸借対照表

四 申請の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに当該事業年度の翌事業年度から申請の日から起算して五年を経過した日の属する事業年度までの各事業年度の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類

五 試験検査事務の実施に関する事務組織を記載した書類

六 法第十三条第二項 に規定する指定の基準に適合することを証する書類

### 3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
公益社団法人 におい・かお り環境協会	平成13年 5月30日	〒101-0031 千代 田区東神田2-6-2 タカラビル TEL03-5835-0315	悪臭防止法施行規則第二十三条の規定に基づく申請があり、内容を精査したところ悪臭防止法第十三条第二項の指定機関の要件に適合すると認められたため。

### 4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答

特になし

### 5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
試験を受けようとする者 18,000円	人件費 6,894円 物件費 11,196円 計 18,090円（手数料は端数処理したもの）
適性検査を受けようとする者 9,000円	人件費 3,667円 物件費 6,887円 計 10,554円（手数料は端数処理したもの）

### 6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果

平成24年3月30日現在 特になし

「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に対する国の関与等に係る見直しについて」（平成20年3月31日行政改革推進本部決定）に基づき、平成20年度決算より手数料の積算根拠をインターネットで公開している。

### 7. 政策評価

<http://www.env.go.jp/guide/seisaku/>